

証券コード 139A
2025 年 1 月 10 日
(電子提供措置の開始日 2025 年 1 月 7 日)

株主各位

埼玉県さいたま市中央区新都心 7 番地 2
大宮サウスゲート 5F
株式会社 東日本地所
代表取締役社長 黒岩 主信

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会（以下、「株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025 年 1 月 30 日（木）の午後 5 時 30 分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

当社ウェブサイト

<https://higashi-nihonjisho.com/ir/>



上記の当社ウェブサイト
にアクセスしていただき、「そ
の他の IR 資料」を選択して
ご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?
Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



上記の東京証券取引所ウェブサイト
にアクセスしていただき、会社名
又は証券コード「139A」を入力・
検索し、「基本情報」「縦覧書類/
PR 情報」を順に選択して、「縦
覧書類」にある「株主総会招
集通知/株主総会資料」欄より
ご確認ください。

記

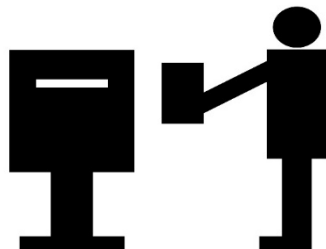
1. 日時 2025 年 1 月 31 日（金曜日）午前 10 時開催
2. 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心 7 番地 2
大宮サウスゲート 5F
株式会社東日本地所会議室
3. 決議事項
第 1 号議案 定款の一部変更の件
第 2 号議案 取締役 2 名選任の件
第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
3 頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無に係らず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は以下の2つの方法があります。
なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思があったものとお取り扱いいたします。



1. 書面(郵送)で議決権を行使される場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限
2025 年 1 月 30 日(木曜日)
午後 5 時 30 分到着分まで



2. 株主総会にご出席される場合
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時
2025 年 1 月 31 日(金曜日)午前 10 時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

議決権行使書

議案

	第1号	第2号	第3号	
賛否表示欄				

お願い

1. _____
2. _____
3. _____

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第 1 ・ 3 号議案

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
反対する場合・・・「否」の欄に○印

第 2 号議案

全員賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
全員反対する場合・・・「否」の欄に○印
一部の候補者を・・・「賛」の欄に○印をし、
反対する場合 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社のコーポレート・ガバナンス体制において、その強化を図るとともに現行体制を組織改編し、取締役会に社外取締役2名を選任し、取締役会における外部監視の強化を図るものであります。
- (2) 当社のコーポレート・ガバナンス体制において、監査役は常勤監査役1名及び社外監査役1名で構成しております。当社の機関変更をし、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ります。新たに社外監査役1名選任し、取締役会及び取締役のガバナンス行動監査、業務監査・内部統制監査の強化に努めます。
- (3) その他、上記各条文の新設に伴う条数の変更など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木工事一式、建築工事一式に関する事業 2. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理に関する事業 3. 建築物の設計、設計監理に関する事業 4. 建築物の維持、修繕及び保安警備に関する事業 5. 投資用不動産の企画、開発及びコンサルティングに関する事業 6. 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する事業 7. 建築物商品の企画、デザイン等に関する事業 (新設) <u>8. グループ会社に対する経営指導及び支援に関する業務</u> <u>9. 前各号に付帯する又は関連する一切の事業</u>	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木工事一式、建築工事一式に関する事業 2. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理に関する事業 3. 建築物の設計、設計監理に関する事業 4. 建築物の維持、修繕及び保安警備に関する事業 5. 投資用不動産の企画、開発及びコンサルティングに関する事業 6. 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する事業 7. 建築物商品の企画、デザイン等に関する事業 <u>8. 住宅宿泊管理業務に関する事業</u> <u>9. グループ会社に対する経営指導及び支援に関する業務</u> <u>10. 前各号に付帯する又は関連する一切の事業</u>
第3条(条文省略)	第3条(現行どおり)
第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新設)	第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u>
第5条～第27条(条文省略)	第5条～第27条(現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
第28条(監査役の数) 当社の監査役は、<u>3名</u>以内とする。	第28条(監査役の数) 当社の監査役は、<u>4名</u>以内とする。

現行定款	変更後
第 29 条(監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) (新設)	第 29 条(監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第 30 条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新設)	第 30 条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3. <u>前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に選任された場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u>
(新設)	第 31 条(常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	第 32 条(監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	第 33 条(監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	第 34 条(監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>
第 31 条～第 36 条(条文省略)	第 35 条～第 40 条(現行どおり) 条数新設により条数変更となります。
	付則 2025 年(令和 7 年) 1 月 31 日改定

3. 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 2025 年 1 月 31 日

第2号議案 取締役2名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の強化に伴い、取締役2名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の指名を行う際は、法定要件のほか、人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しております。また、その管掌業務の設定等に関連して経歴や専門性を斟酌しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 (新任)	井出 隆 (1951年6月19日生)	1984年4月 公認会計士登録 1998年7月 中央監査法人代表社員就任 2006年7月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所、シニアパートナー就任 2013年6月 同所退所 2014年6月 日本瓦斯(株)社外監査役就任 2014年6月 日本サード・パーティ(株)(現 JTP(株))社外監査役就任 2015年6月 日本瓦斯(株)社外取締役就任 2020年6月 JTP(株)社外取締役(監査等委員)就任(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】候補者は、公認会計士として専門性かつ広範な知識を有しております。これらの見識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督及び助言等いただくことを期待しております。			
2 (新任)	松三 均 (1958年1月25日生)	1980年4月 大成建設(株)入社 2009年3月 同社東京支店建築部第四部長就任 2011年4月 同社ライフサイクルケア・マンションマネジメント部部長就任 2011年10月 大成ユーレック(株)建設本部副本部長就任 2013年4月 同社役員待遇首都圏第1支店長就任 2015年4月 同社常務執行役員建設本部長就任 2016年6月 同社取締役常務執行役員建設本部長就任 2017年4月 同社取締役専務執行役員建設本部長就任 2019年4月 同社代表取締役社長就任 2023年4月 同社取締役就任 2024年6月 同社顧問就任(非常勤)(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】候補者は、建築に係る豊富な経験と広範な建築見識を有しております。建築に関する見識と建造物に対するライフサイクルマネジメント、建築現場における安全衛生・環境対策にも精通しており、当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、建築の専門家として、当社の経営に対する監督及び助言等いただくことを期待しております。			

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 井出隆氏、松三均氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、井出隆氏、松三均氏との間で会社法第427条第1項及び定款第27条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって補填することとしております。

(但し、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合は除く)

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の強化に伴い、監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者の指名を行う際は、法定要件のほか、人格と識見を重視しております。また、その管掌業務の設定等に関連して経歴や専門性を斟酌しております。

なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
こばやし のぶゆき 小林 伸行 (1950年3月22日生) (新任)	1977年5月 公認会計士登録 1983年1月 監査法人中央会計事務所入所 1985年3月 ㈱オムテック社外監査役就任(現任) 1988年6月 監査法人中央会計事務所代表社員就任 2000年10月 中央青山監査法人審査部部長就任 2006年6月 同所退所 2006年9月 東陽監査法人入所 2007年6月 ㈱ストライダーズ社外監査役就任 2008年1月 東陽監査法人代表社員就任 2014年8月 同所理事長就任 2018年8月 同所退所 2019年6月 イマジニア㈱社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年6月 ㈱東芝社外取締役就任 2023年4月 翼監査法人代表社員就任(現任)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、公認会計士として培われた高度な専門知識・見識を有しております。これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査機能が強化できると診断し、社外監査役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督及び助言等いただくことを期待しております。		

(注)1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 小林伸行氏は、社外監査役候補者であります。

3. 小林伸行氏は、社外役員以外で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として職務遂行できると判断しております。

4. 当社は、小林伸行氏との間で会社法第427条第12項及び定款変更後の第36条(現行定款においては第32条となります)の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって補填することとしております。

(但し、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合は除く。)

候補者が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上